

遺伝素材に関連する伝統的知識の保護についての規則

日付	2016年11月25日第1367号
省庁	気候・環境省
発行	2016年 小冊子15
施行	2017年1月1日
最新の改正	
改正	
有効地域	ノルウェー
法的基礎	2009年6月19日法律第100号第61a条
告知	2016年11月28日 13時
略称	遺伝素材に関連する知識の保護についての規則

法的基礎：自然の多様性の管理に関する法律（2009年第100号）（自然多様性法）第61a条に基づき、2016年11月25日、国王布告によって採択され、気候・環境省によって提案されたものである。

第1条 目的

本規則は、特定の先住民又は地域社会によって開発、利用、保存及び伝承されてきた遺伝素材に関して、第三者によるアクセスや利用によって生じる、この先住民又は地域社会への利益が保護され尊重されることを目的とする。伝統的知識には、先住民又は地域社会の中の世代間で利用、保存又は伝承された技術的知識、手法、学習方法が含まれている。

原文タイトル：Forskrift om beskyttelse av tradisjonell kunnskap knyttet til genetisk materiale
原文リンク：https://lovdata.no/dokument/SF/forskrift/2016-11-25-1367?q=forskrift_om_tradisjonell_kunnskap_knyttet

（最終アクセス日：平成29年5月2日）

第2条 遺伝素材に関連する伝統的知識への第三者アクセスおよび利用に関する同意要件

先住民又は地域社会において特有で特徴的な遺伝素材に関連する伝統的知識への第三者によるアクセス及び利用には、その先住民又は地域社会を代表し決定権を持つ代表者又は決定機構の同意が必要である。同意に関する要件には、伝統的知識を識別及び説明することのみを目的とする出典・資料へのアクセス及び利用もまた含まれる。

この同意要件は、当該知識の開発、利用、伝承又は保存をしてきた先住民及び地域社会に帰属する者には適用されない。

第3条 同意要件に関する免除

以下の場合、伝統的知識に関する同意は必要ない

- a) 営利目的ではなく個人的な利用目的である場合
- b) 引用又は教育という目的、又は出典・資料情報の目的で利用又は多様化される場合
- c) 知識そのものに関する研究又は実験のための利用、また目的がその知識の効果を立証又は反証することである場合
- d) 先住民又は地域社会外においてもその知識がある期間に渡って一般的で、又は入手可能な状況の場合

第4条 同意における範囲及び利用に関する要件

同意は特別な条件下で与えなければならない。同意に適用される知識の利用から生じる利益は、先住民又は地域社会にも適切な範囲内で反映されなければならないなどの条件である。

伝統的知識は、それまで知識の利用、保存及び伝承してきた先住民又は地域社会に対して侮辱的にならないような形で利用されなければならない。

伝統的知識を利用する者は、当該知識が当該先住民又は地域社会によって開発、利用、保存及び伝承されてきたことを認識し、適切な範囲でそのことを発信しなければならない。

第5条 制裁

第2条及び第4条に反した形で伝統的知識を入手し、利用する者には、判決により、その行為を二度と行ってはいけないという禁止令が言い渡せられる可能性がある。その中には、知識を特定の形で利用することが違反行為として含まれている。第4条に反した場合、必要かつ妥当だと判断される場合、違反者には当該知識が先住民又は地域社会によって開発、利用、保存及び伝承されたことを一般に情報提供をする判決命令を言い渡される可能性もある。

第6条 違反による賠償金の支払い

第2条に基づき、無許可で、遺伝素材に関する伝統的知識を故意的又は不注意に利用した者は、被害を受けた先住民又は地域社会に対し、利用に関して適切な損害賠償金を支払わなければならない。更に、それ以外に知識の利用がもたらした損失に対し支払をしなければならない。

故意をもって、又は重大な過失をもって、第4条に定められている侮辱に関する禁止事項に反した者は、そのような侮辱又は金銭とは無関係の損害に対して、裁判の判断に基づき、被害を受けた先住民又は地域社会に対して一括で費用の支払い命令を受ける可能性がある。

第7条 他国における先住民及び地域社会

本規則は、他国の先住民又は地域社会によって開発、利用、保存及び伝承された遺伝素材に関連する伝統的知識について、当該国における法律によってそのような知識を利用するために同意が必要である場合、適用される。

第8条 執行と移行規定

本規則は2017年1月1日、発効する

本規則が発効する前に伝統的知識の利用許可を取得した場合は、本規則による利用制限はない。先住民又は地域社会の同意を必要とする他国の法律に反した形で知識を入手した場合、当該先住民又は地域社会に対して適切な費用を一括で支払えばその知識を利用することが可能である。